|  |
| --- |
| 収入印紙消印しないこと |

（共同鉱業権者の死亡脱退の申請書（残存者が２者以上）の例）

共同鉱業権者脱退登録申請書

年　　月　　日

九州経済産業局長　殿

登録権利者（残存者）

　　　　　　　　　　代表者

住所　〒○○○－○○○○

○○○県○○○○市○○町○番地の○

　○○　○○

電話番号　○○○－○○○○－○○○○

住所　〒○○○－○○○○

○○○県○○○○市○○町○番地の○

　○○　○○

電話番号　○○○－○○○○－○○○○

　下記のとおり登録を受けたいので、申請書副本及び証明書等を添えて申請します。

記

１．鉱区所在地 ○○○県○○○○市（郡・町・村）

２． ○○○県○掘権登録第○○○○号

３．登録の原因 ○○年○○月○○日 死亡

及びその日付

４．登録の目的 共同鉱業権者○○○○脱退の付記登録

（共同鉱業権者の任意脱退の申請書（残存者が２者以上）の例）

|  |
| --- |
| 収入印紙消印しないこと |

共同鉱業権者脱退登録申請書

年　　月　　日

九州経済産業局長　殿

登録権利者（残存者）

代表者

住所　〒○○○－○○○○

○○○県○○○○市○○町○番地の○

　○○　○○

電話番号　○○○－○○○○－○○○○

住所　〒○○○－○○○○

○○○県○○○○市○○町○番地の○

　○○　○○

電話番号　○○○－○○○○－○○○○

登録義務者（脱退者）

住所　〒○○○－○○○○

○○○県○○○○市○○町○番地の○

　○○　○○ 印

電話番号　○○○－○○○○－○○○○

　下記のとおり登録を受けたいので、脱退決議書及び印鑑証明書等を添えて申請します。

記

１．鉱区所在地 ○○○県○○○○市（郡・町・村）

２． ○○○県○掘権登録第○○○○号

３．登録の原因 ○○年○○月○○日 脱退決議

及びその日付

４．登録の目的 共同鉱業権者○○○○（←脱退者氏名又は法人名）脱退の付記登録

（共同鉱業権者の任意脱退の申請書（残存者が１者）の例）

|  |
| --- |
| 収入印紙消印しないこと |

共同鉱業権者脱退登録申請書

年　　月　　日

九州経済産業局長　殿

登録権利者（残存者）

住所　〒○○○－○○○○

○○○県○○○○市○○町○番地の○

　○○　○○

電話番号　○○○－○○○○－○○○○

登録義務者（脱退者）

住所　〒○○○－○○○○

○○○県○○○○市○○町○番地の○

　○○　○○ 印

電話番号　○○○－○○○○－○○○○

　下記のとおり登録を受けたいので、任意脱退通知書及び印鑑証明書等を添えて申請します。

記

１．鉱区所在地 ○○○県○○○○市（郡・町・村）

２． ○○○県○掘権登録第○○○○号

３．登録の原因 ○○年○○月○○日 任意脱退

及びその日付

４．登録の目的 共同鉱業権者○○○○（←脱退者氏名又は法人名）脱退の付記登録

＜申請時の注意事項＞

◎申請書に添付する書類

○死亡による脱退の場合

・申請書副本（正本に収入印紙を添付していないもの）：１通

・死亡の事実を証する書面（除籍謄本等）：１通

・代理人が申請する場合、委任状等その権限を証する書面：１通

○任意脱退の場合

・原因証書（脱退決議書（鉱業権者が３名以上の場合）、または任意脱退通知書）：１通

・登録義務者（脱退者）の印鑑証明書又は法人の場合は法務局発行の印鑑証明書（代表取締役印）：１通（原本）

・申請書副本（原因証書が存在しない場合）：１通

・代理人が申請する場合、委任状等その権限を証する書面：１通

◎申請に当たっての注意事項

・様式の○部分に必要事項を記載してください（不要事項は消してください）。申請書中の登録権利者とは残存者であり、登録義務者とは脱退者を指します。

・死亡又は鉱業法第十七条の規定に該当するに至ったことによる共同鉱業権者の脱退登録は、登録権利者だけで申請することができます。

・破産手続開始の決定又は後見開始の審判を受けたことによる共同鉱業権者の脱退登録は、登録権利者又は登録義務者だけで申請することができます。

・除籍謄本、印鑑証明書等の証明書類は申請書の到着時点において、発行の日から３か月以内のものが有効となります。

・原因年月日は、死亡による脱退の場合の死亡年月日、任意脱退の場合は原因証書に記載の脱退決議日又は脱退通知日となります。

・共同鉱業権者の代表者が共同鉱業権から脱退しても、引き続き共同鉱業権（鉱業権者が２者以上）となる場合は、必ず新たな代表者を１者決め、申請書に「代表者」と記載してください。

・現在の代表者が脱退する場合、共同鉱業権者（残存者）全員が記名又は署名してください。

・登録免許税に相当する収入印紙を申請書正本に貼付してください（１鉱区につき4,500円）。

・郵便で申請する場合、必ず「書留」（簡易書留でも可）の取扱いとした第一種郵便物としてください（**レターパックによる申請は却下となります**）。

・申請年月日は、書留郵便の引受日を記載してください。

・死亡脱退する鉱業権者の住所等が鉱業原簿の記載内容と相違している場合、証明する書類を追加して添付してください。鉱業原簿に記載されている氏名、事業者名、住所等について、複数回変更がある場合は、現在の名称等となるまでの履歴等を確認できる書類の原本を添付してください。

・残存する共同鉱業権者の住所等に変更が生じている場合、別途、変更の手続きが必要ですので、下記問い合わせ先までお問合せください。

・記載事項を修正等した箇所には、印鑑証明印を押印してください。

・申請書の副本および原因証書を作成する際、可能であれば用紙の下から７㎝ほど余白をあけてください。このスペースに登録済みの奥書証明を行って返送します。難しければ、余白なしで構いません。

◎その他不明な点がありましたら、下記お問い合わせ先までご相談ください。

【郵便で提出する場合の宛先・お問い合わせ先】

〒８１２－８５４６

福岡市博多区博多駅東二丁目１１－１

経済産業省　九州経済産業局　資源エネルギー環境部　資源・燃料課　登録係

電話：０９２－４８２－５４７９

 脱退決議書（例）

年　　　月　　　日

１．鉱区所在地　　　　○○○県○○○○市（郡・町・村）

２． ○○○県○掘権登録第○○○○号

上記について共同鉱業権者の脱退を決議する

登録義務者（脱退者）

住所　〒○○○－○○○○

○○○県○○○○市○○町○番地の○

　○○　○○　　印

登録権利者（残存者）

代表者

住所　〒○○○－○○○○

○○○県○○○○市○○町○番地の○

　○○　○○　　印

住所　〒○○○－○○○○

○○○県○○○○市○○町○番地の○

　○○　○○　　印

（注）脱退決議の日付が登録原因の日付となる。

 脱退通知書（例）

１．鉱区所在地　　　　○○○県○○○○市（郡・町・村）

２． ○○○県○掘権登録第○○○○号

上記共同鉱業権から脱退するので、この旨を通知します。

年　　月　　日

登録義務者（脱退者）

住所　〒○○○－○○○○

○○○県○○○○市○○町○番地の○

　○○　○○　　印

登録権利者（残存者）

住所　〒○○○－○○○○

○○○県○○○○市○○町○番地の○

　○○　○○　殿

（注）脱退を通知した日付が登録原因の日付となる。